

佐賀県告示第 58 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 小城市
- 2 事業の種類 小城市学校給食センター改築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 小城市三日月町長神田字仁俣地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、小城市三日月町長神田字仁俣地内における小城市学校給食センター改築事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 31 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業の起業者である小城市は、一般会計により既に必要な財源措置等を講じており、来年度以降の予算措置についても起債の同意等を得ていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

平成 8 年に学校給食を原因とした食中毒が全国で発生し、この対策として学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号。以下「衛生管理基準」という。）が施行され、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理並びに調理の過程における衛生管理等の基準が示された。学校給食においては、この基準に基づき、現場に即した衛生管理の徹底が求められているところである。

現在、小城市の学校給食は、5 施設で計 4,200 人分を調理しているところであるが、うち 4 施設は調理場が汚染作業区域と非汚染作業区域に区分されておらず、食中毒及び異物混入の恐れがある。また、1 施設は調理室内の空調設備の整備が不十分で、食中毒発生の恐れや調理員の健康管理にも支障をきたしている状況である。このほか、食物アレルギー対応のための専用調理室がなく、誤ってアレルギー除去食と通常食とが混在してしまう危険性を抱えているなど、本来順守すべき衛生管理基準に多くの点で適合していない。

これらの状況を改善するため、小城市学校給食審議会への諮問を経て、既存の施設を統合し、衛生管理基準に適合した新たな学校給食センターを設置することが決定されたものである。

本件事業の施行により、安全・安心な給食が安定して提供されることとなるほか、公共施設の集約による行財政効率化が図られ、効果的で持続可能な行政運営が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度

存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）に基づく環境影響評価の対象外であるが、起業者が小城市の担当課へ照会した結果、起業地に隣接する水路に淡水性の生物が生息している可能性があるとのことだった。

しかし、保護に必要な措置を施すこととしていることから、本件事業の実施に伴う影響は極めて小さいと予測される。

また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されておらず、保存すべき埋蔵文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、小城市内の4候補地を検討している。

起業者は、アクセス性、利便性及び経済性を考慮し、総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定したものである。

エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、小城市の学校給食施設については、4 施設の調理場が汚染作業区域と非汚染作業区域に区分されておらず、食中毒及び異物混入の恐れがある。また、1 施設は調理室内の空調設備の整備が不十分で食中毒発生の恐れや調理員の健康管理にも支障をきたしている状況である。このほか、食物アレルギー対応のための専用調理室がなく、誤ってアレルギー除去食と通常食とが混在してしまう危険性を抱えているなど、本来順守すべき衛生管理基準に多くの点で適合していない。このことから、速やかな是正が必要と思われる。

よって、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

小城市役所 教育総務課